国民健康保険のお知らせ

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため、被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担の収入により運営されています。（二本松市の状況は【表①】の予算のとおり）

【表①】国民健康保険特別会計 令和８年度予算（本算定）決定　総額51億4,000万7千円

歳入　歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は約16％で、予算額は7億9,642万1千円。

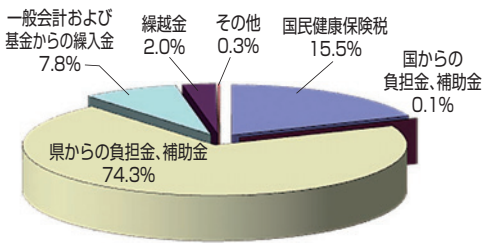

歳出　歳出総額に占める保険給付費（医療費等）の予算額は36億7,543万4千円で、全体の約72％。

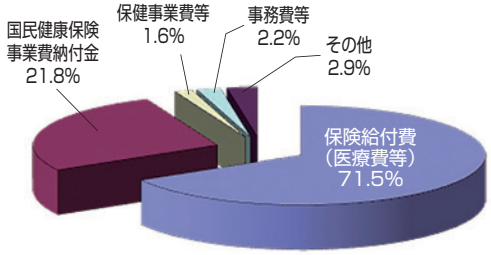

令和８年度の税率等

国民健康保険の税率【【表②】】は、県への納付金の額から公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定されますが、今年度は、前年度からの繰越金を全額充当し、税負担の軽減を図りました。

【表②】令和８年度　国民健康保険税の税率等　（　）内の数値は前年度比較

	①医療分（基礎課税分）	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分	④子ども・子育て納付金分（※１）
所得割額	5.20%（▲0.68%）	2.76%（▲0.01%）	2.34%（0.13%）	0.28%（－%）
１人当たりの均等割額	21,200円（▲1,200円）	11,000円（600円）	10,800円（800円）	1,100円（※２）（－円）
世帯当たりの平等割額	13,900円（▲1,000円）	7,400円（▲400円）	5,200円（400円）	800円（－円）
世帯当たりの課税限度額	670,000円（+10,000円）	260,000円（±0円）	170,000円（±0円）	30,000円（－円）

※１　子ども・子育て納付金分は、令和８年度から新たに課税になります。
※２　子ども・子育て納付金分の均等割額の内訳は、被保険者均等割額1,000円、18歳以上被保険者均等割額100円。

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります（上の表の①～④で表記すると次のとおり）。

40歳未満 …①＋②＋④
40～64歳…①＋②＋③＋④
65～74歳…①＋②＋④
※介護納付金分は別に納付

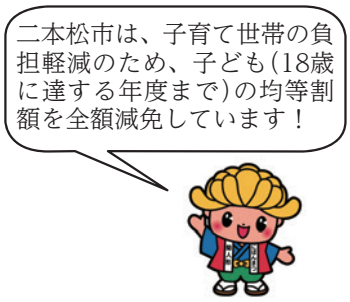

昨年度の歳入歳出差引額は、約１億円の黒字が見込まれていますが、医療の高度化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、今後も、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことで、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

資格確認書の更新は８月１日です

「マイナ保険証の紐付けをしていない方」は、８月１日から、新たに送付された資格確認書を使用してください。

「紐付けをしている方のうち70歳以上の方」および「新たに紐付けをした方」へは、登録内容を確認するための「資格情報のお知らせ」を送付します。

高齢受給者証の送付はありません

８月１日以降、高齢受給者証の交付はありません。マイナ保険証の紐付けをしている方は、マイナ保険証を使用してください。また、紐付けをしていない方は、資格確認書に、医療機関での負担割合が記載されていますので、高齢受給者証を医療機関等で提出する必要はありません。

親元を離れている学生へ

マイナ保険証の紐付けをしていない方で、㊚資格確認書をお持ちの方は、更新の必要がありますので、更新手続きをしてください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は、毎年８月１日です。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、マイナ保険証の紐付けをしていない方は、限度額認定証、資格確認書をお持ちの上、交付申請をしてください。

また、限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、交付申請を行ってください。

◎問い合わせ…
・資格、給付
国保年金課国保年金係
☎（55）5106
Fax（22）1547
・課税額など
税務課市民税係
☎（55）5085
Fax（22）0790
・納税など
税務課収納係
☎（55）5087
Fax（22）0790

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和8年度後期高齢者医療保険料額の決定通知

後期高齢者医療制度の被保険者に、令和8年6月23日までになった方には、8月上旬に、保険料額決定通知書を送付しています。

その後に75歳になった方や住所を異動した方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の算出方法

令和7年中の所得等をもとに算出されます。

年間保険料

【医療分】

均等割額 49,000円 ＋ 所得割額（令和7年中の所得 − 43万円）× 9.24%

※保険料額の上限は、85万円となります。

【子ども・子育て支援金分】

均等割額 1,400円 ＋ 所得割額（令和7年中の所得 − 43万円）× 0.25%

※保険料額の上限は、2万1千円となります。

●保険料の軽減

【所得の低い世帯の方】

所得が一定の基準額以下の場合、均等割額が2割、5割、7割（医療分は7．2割）軽減されます。

【被扶養者だった方】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、加入日から2年間、均等割額が5割軽減されます。

※軽減は、軽減割合の高い軽減が優先的に適用されます。

●保険料の納付方法

【特別徴収】

年金からの支払い（年金天引き）による納付方法です。

※口座振替による納付に変更を希望する方は、国保年金課（市役所1階）または各支所で手続きをしてください。

【普通徴収】

納付書、口座振替や指定金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）窓口、コンビニ、スマホ決済での納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに納付してください。

※口座振替を希望する方は、金融機関窓口で手続きをしてください。

※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて手続きが必要となります。

資格確認書等の更新

現在お持ちの「資格確認書（オレンジ色）」の有効期限は令和8年7月31日までとなっています。

今回の更新から、年齢等の要件により送付されるものが異なります。（左の表のとおり）

要 件（令和8年8月1日時点）	手続き	送付物	医療機関・薬局の受付で提示するもの
・85歳以上の方全員 ・84歳以下で、マイナ保険証の登録がない方	なし	資格確認書（ピンク色） 有効期限 令和9年7月31日	資格確認書 またはマイナ保険証の利用登録がお済みの方は、マイナ保険証
・84歳以下で、マイナ保険証を登録済の方	なし	資格情報のお知らせ（A4用紙）	マイナ保険証

8月1日以降、医療機関等を受診の際は「マイナ保険証」または「資格確認書」をご提示ください。

資格情報のお知らせ（A4）

資格確認書

※「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等を受診することができません。

※「マイナ保険証」での受診が難しくなったときは、国保年金課または各支所に来庁し申請することにより、従来の「資格確認書」の交付を受けることもできます。

※令和8年8月から高額療養費制度の自己負担限度額が変わります。詳しくは資格確認書等に同封される冊子にてご確認ください。

「後期健診」を受診する方へ

後期高齢者健診の対象者は、「健診日に後期高齢者医療制度に加入している方」となっています。受診の際は、受診券等を忘れずに持参してください。なお、受診券の発行をご希望の場合は、国保年金課までご連絡ください。

「後期歯科健診」の実施

昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方および昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方を対象に歯科口腔健康診査を実施しています。

対象の方には、福島県後期高齢者医療広域連合から案内状が送付されますので、事前に歯科医療機関を予約し、期限までに受診しましょう。

◎問い合わせ…
国保年金課医療給付係
☎（55）5107
Fax（22）1547